

# 農畜水産物戦略的輸出拡大業務仕様書

## 1. 委託業務名

農畜水産物戦略的輸出拡大業務委託

## 2. 業務期間

契約締結の日から令和7年3月10日までとする。

## 3. 業務目的

山梨県では、これまで山梨県産果実の輸出拡大に向けた基本的な戦略（以下「県産果実輸出戦略」という。）（※1）に基づき、実店舗での販売促進活動（リアル）に加えて、SNS等を活用したインターネット上での情報発信（デジタル）を実施し、デジタルとリアルを組み合わせたプロモーションを積極的に展開してきた。

本業務では、県産果実のデジタルとリアルを組み合わせたプロモーションに加え、果実をはじめとした県産農畜水産物や地場産業製品等に関する情報発信、変化する市場環境や消費動向等についてのマーケティング調査等を実施し、ブランド価値の向上につなげ、更なる輸出拡大を図る。

※1 参考 山梨県産果実の輸出拡大に向けた基本的な戦略

<https://www.pref.yamanashi.jp/nou-han/yusyutusenryaku.html>

## 4. 前提となる事項

- (1) 県産果実輸出戦略の内容を踏まえ、対象とする国・地域（以下「対象国」という。）への県産農産物の輸出拡大に向けた業務に取り組むものとする。
- (2) 高品質な県産果実をプレミアムな商品として訴求していくため、プロモーションのターゲットとする消費者は、県産果実の中でも高価格帯商品を購入する所得者層（以下「高所得者層」という。）を基本とする。

## 5. 業務内容

受託事業者は、次に掲げる事項について県と協議の上、業務を実施すること。なお、契約締結後、速やかに業務に係る年間計画（内容やスケジュール等の案）を提出すること。

### (1) 果実流通期におけるリアル×デジタルプロモーション

- ① 対象品目は、モモ、ブドウを必須とする。
- ② 対象国は、香港、台湾、シンガポール、タイを必須とする。
- ③ ターゲットは、高所得者層の消費者を主とする。
- ④ 受託事業者は、対象品目について県産果実の出荷最盛期や果実需要期（中秋節前等）等に合わせ小売店や飲食店等において販売促進イベント等の手法によるプロモーションを、対象国ごとに1回以上（計4回以上）実施すること。なお、実施時期、内容及び店舗は県と協議の上決定するものとする。
- ⑤ ④においては、大きさ等の見た目を重視する傾向がある現地消費者に対し、食味を重視した県産果実の魅力を訴求する取り組みを実施すること。
- ⑥ 集客及び消費者の購買意欲の向上を図るため、④に合わせ、ウェブ広告やインフルエンサーの活用等、相乗効果が見込まれる手法を活用したデジタルによる情報発信を実施すること。

⑦ 業務実施にあたって、⑥による④のプロモーションに対する成果目標（※2）について定量的かつ適切な評価指標（K P I）を設定し、事業効果を検証すること。

※2 例えば、⑥によって④のプロモーションを知って実際に店舗を訪れた消費者数 等

## （2）年間を通して実施するデジタルプロモーション

- ① 対象国は、香港、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ、U A E、インドネシア、中国、ベトナムとする。
- ② ターゲットは、高所得者層の消費者を主とする。
- ③ 受託事業者は、4（2）を踏まえてSNS等のツールを活用し、年間を通じた情報発信を行うこと。なお、現在県が運用している公式SNS（※3）を継続運用することも可能とする。
- ④ 受託事業者は、県の魅力や価値を訴求するため、次に掲げる（ア）から（オ）について、対象国ごとの公用語を用いて情報発信を行うこと。
  - （ア）モモ、ブドウ、スモモを中心とした県産果実
  - （イ）牛肉、魚（主にサケ・マス類）、米等の県産農畜水産物
  - （ウ）（1）の取り組み及び山梨県果実輸出促進協議会等が実施する販売促進イベント
  - （エ）県産酒等の地場産業製品、観光資源
  - （オ）その他県が必要と認めるもの
- ⑤ 情報発信は、原則として次に掲げる事項のとおり実施することとし、モモやブドウをはじめとする県産農畜水産物等について、消費者の認知度の向上や購買活動の促進を狙う内容とすること。併せて、日本産農畜水産物等の商流を構成する事業者の県産農畜水産物等の取り扱い意欲向上を図る内容であることが望ましい。
  - （ア）契約後から11月まで  
対象国ごとに週1回程度、④（ア）から（ウ）を主な内容とし情報発信すること。
  - （イ）12月から3月  
対象国ごとに月3回程度、情報発信すること。
  - （ウ）ただし、県が指示する④（ウ）については必ず情報発信すること（※4）。
- ⑥ 受託事業者は、情報の収集、取材、画像や動画の収集・撮影、原稿や掲載画像の作成、翻訳、投稿、その他情報発信ツールの管理・運営に必要な作業を行うこと。この場合において必要に応じ、著作権や肖像権等の権利者から承諾を得ること。
- ⑦ 情報発信に際しては、販売促進や誘客に高い効果が見込まれるよう、適した時期に実施すること。また、対象国ごとの輸出環境や慣習等の事情に配慮すること。なお、中国及びベトナムは植物検疫制度上、モモやブドウ等の輸出ができない状況にあるが、将来的に有望な市場と想定し、輸出解禁を見据えた情報発信とすること。
- ⑧ 業務実施にあたって、定量的かつ適切な評価指標（K P I）として、情報発信における指標（※5）について目標を設定し、事業効果を検証すること。

※3 参考 県公式SNS一覧

[https://www.pref.yamanashi.jp/nou-han/kaigai\\_johohasshin.html](https://www.pref.yamanashi.jp/nou-han/kaigai_johohasshin.html)

※4 山梨県果実輸出促進協議会が令和5年度に実施した販売促進イベントは11回

※5 例えば、フォロワー数（特に4（2）のターゲット層に属する者の数）、いいね数、シェア数、コメント数、インプレッション数、エンゲージメント率

### (3) マーケティング調査

- ① 対象品目は、モモ、ブドウとする。
- ② 受託事業者は、次に掲げる（ア）から（ウ）について調査を実施すること。調査内容は、各調査に掲げる事項を基本として、県との協議により決定するものとする。
  - （ア）店頭実地調査
    - ・実施内容 顧客層、売場での販売状況、対象品目の産地及び販売価格帯 等
    - ・実施店舗 高級果実専門店や高所得者層を持つ百貨店等を中心に、対象国ごとに5店舗程度を調査すること。ただし、同対象国内で小売業者に重複がないよう実施すること。なお、実施店舗は県と協議の上決定するが、県が指示する店舗は必ず含めるものとする。
    - ・実施時期 7月下旬から8月上旬、8月下旬から9月上旬、9月下旬の3回
  - （イ）消費動向調査
    - ・実施内容 市場環境、消費者の属性・嗜好・ニーズ、果実の消費動向、県産果実の需要 等
  - （ウ）商流構造調査
    - ・実施内容 対象品目または日本産果実の取扱店（高級果実専門店や高所得者層を持つ百貨店等を中心とした小売店や飲食店等）、対象品目または日本産果実の商流（輸出入事業者から小売店や飲食店等まで）、輸出障壁の有無や課題 等
- ③ 対象国は、次のとおりとする。
  - （ア）店頭実地調査  
香港、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナム
  - （イ）消費動向調査  
マカオ、カンボジア、カナダ、イギリス
  - （ウ）商流構造調査  
マカオ、カンボジア、カナダ、イギリス
- ④ 調査結果は分析し、輸出拡大に向け、対象国ごとに本業務の改善に有用な情報に整理すること。

### (4) 輸出用こん包方法等の立案・検証

- ① 受託事業者は、次に掲げる（ア）から（ウ）を踏まえ、輸出用の包装方法（※6）及びこん包方法（※7）について事例調査を実施すること。なお、詳細については県と協議の上、決定するものとする。
  - （ア）対象品目は、モモ、ブドウとする。ただし、ブドウについては、シャインマスカット及び巨峰系品種の2種類を対象とすること。
  - （イ）県内産地の現状を熟知の上、国内の他産地及び海外産地（韓国、中国等）の事例について、デスクリサーチのほか、輸出入事業者や小売事業者等へのヒアリングを実施すること。
  - （ウ）各事例について、メリット、デメリット、コスト（費用）等を把握すること。
- ② 受託事業者は、①の結果を整理した上で、次に掲げる（ア）から（ウ）を踏まえ、生産・流通・販売のそれぞれの現状を考慮し、包装方法及びこん包方法のモデル案（以下「モデル案」という。）を作成すること。なお、詳細については県と協議の上、決定するものとする。
  - （ア）対象品目及び品種は、①と同様とする。
  - （イ）モデル案数は、モモについて1案以上、ブドウについて3案以上とすること。
  - （ウ）モデル案検討にあたっては、生産者団体（県内の主要な農業協同組合等）や輸出入事業者等に対してヒアリングを実施すること。なお、ヒアリング対象者については、山梨県と協議の上、決定するものとする。

(エ) メリット、デメリット、コスト（費用）等から判断し、モデル案として妥当である理由を整理すること。

③ 受託事業者は、次に掲げる（ア）から（ウ）を踏まえ、②で作成したモデル案について、テスト輸出により果実のロス率について検証すること。なお、詳細については県と協議の上、決定するものとする。

（ア） 輸送方法は、1～2週間程度の船便とする。なお、リーファーコンテナ等により果実品質を保つ手法を用いること。

（イ） 輸送に際しては、長時間輸送や湿度に対する耐久性や耐湿性を考慮した出荷箱を使用すること。なお、パレタイズする段数は、輸送効率の向上を考慮するものとし、輸送時の箱潰れの発生等についても検証すること。

（ウ） 検証に使用した果実を受託事業者が販売することは認めないものとする。

※6 例えば、出荷袋やフルーツキャップ等による果実の包装方法

※7 例えば、緩衝材、モールドパック、出荷箱等を組み合わせたこん包方法

## （5）その他

委託業務は、仕様書及び企画提案書をもとに、業務の進捗状況や海外市場の状況等に応じて、その具体的な内容及び実施手法を調整することとする。

## 6. 県への実施状況報告等

### （1）実施状況報告

① 受託事業者は、委託業務の進捗状況を共有し、その後の実施方針を確認するため、県に月3回程度報告することとし、必要に応じて県の担当者との打ち合わせを実施すること。

② 受託事業者は①に限らず、県の求めに応じ、その時点での委託業務実施状況を県に報告すること。

### （2）中間報告

受託事業者は、9月末日時点の委託業務実施状況について、10月末日までに中間報告書（任意様式）を提出すること。

### （3）業務完了報告

委託業務が終了したときは、委託契約書に基づき、5の成果を業務完了報告書にとりまとめ、次に掲げる資料を県に提出すること。

① 業務完了報告書（様式1）及び添付書類

② 5（2）⑥で得られた素材や作成した原稿の電子データ

データ（Microsoft Word、JPEG、mp4等）をDVD-ROM又はUSBメモリに保存

## 7. 業務成果の帰属等

（1）委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については県に帰属する。

（2）受託事業者は、本業務により受託事業者が制作した成果物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を県に無償で譲渡するものとする。

- (3) 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- (4) 受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

## 8. 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、随時、県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (3) 委託業務の遂行に関しては、「農畜水産物戦略的輸出拡大業務委託に係る企画提案公募要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (4) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (5) 委託業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (7) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。
- (8) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

## 9. その他

- (1) 再委託について  
委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に県の承諾を得るものとする。
- (2) 仕様の変更について  
受託事業者は、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務遂行上やむを得ない事情が発生したときは、本仕様書の変更について県と協議することができるものとする。
- (3) 必要な資機材や撮影許可等について  
委託業務に必要な資機材等は、受託事業者が用意すること。また、取材や撮影に当たり必要な法令等の許可申請や届出は、受託事業者が行うこと。
- (4) 取材に係る費用について  
交通費や宿泊費等の取材に要する経費は、委託料に含めるものとする。
- (5) 記載外の事項について  
本仕様書に記載されていない事項については、県と協議し、決定するものとする。
- (6) 紛争処理について  
受託業務の遂行に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。

様式1

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所 在  
名 称  
代表者氏名

印

### 業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日付けで契約した農畜水産物戦略的輸出拡大業務について、業務が完了したので、委託契約書第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

#### 【添付書類】

- 1 業務の成果
  - ア 仕様書5（1）及び（2）の実施状況
  - イ 仕様書5（3）の調査結果及び分析結果、本業務の改善に向けた整理結果
  - ウ 仕様書5（4）の調査結果及びモデル案の検証結果